

令和6年第1回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和6年2月26日（月）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- (1) 請願第1号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」採択に関する請願について
 - (2) 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - (3) 議案第4号 白井市職員定数条例及び白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 議案第6号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 議案第7号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - (7) 議案第18号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第13号）について
 - (8) 閉会中の継続審査について
4. 出席委員 田 中 和 八 委 員 長・石 井 恵 子 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・古 澤 由 紀 子 委 員
石 田 里 美 委 員・根 本 敦 子 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|---------|---------|
| 紹介議員 | 久保田 江 美 |
| 参考人 | 坂 上 暁 |
| 執行部 | |
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 総 務 部 長 | 松 丸 健 一 |
| 企画財政部長 | 津々木 哲 也 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 祐 二 |
| 危機管理課長 | 宇 賀 慎 一 |
| 企画政策課長 | 村 越 貴 之 |
| 財 政 課 長 | 富 田 宏 美 |

課 税 課 長	今 井 美由紀
収 税 課 長	吉 川 弘 一
健 康 課 長	松 岡 正 純
保 険 年 金 課 長	奥 村 敏 直
建 築 宅 地 課 長	戸 村 新 一 郎
上 下 水 道 課 長	武 藤 雅 典
監 査 委 員 事 務 局 長	萩 原 靖 殖

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

議 会 事 務 局 長	永 井 康 弘
係 長	今 井 好 美
主 事	金 子 直 史

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして、田中委員長より御挨拶をお願いいたします。

○田中和八委員長 おはようございます。今日の総務企画常任委員会は、午前中に付託を受けました請願、それと今回付託を受けた議案6件、これの審査でありますので、活発な御意見、よろしくよろしくをお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、田中委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○田中和八委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。

委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程のとおりでございます。

発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

これから、日程に入ります。

(1) 請願第1号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」
採択に関する請願について

○田中和八委員長 日程第1、請願第1号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」採択に関する請願についてを議題といたします。

請願第1号の参考人として、請願者の坂上 暁さんにお越しいただいておりますので、御紹介をいたします。よろしくお願いいたします。

○坂上 暁参考人 本日の請願者の坂上 暁です。よろしくお願いいたします。

○田中和八委員長 それでは、初めに、紹介議員より、請願の要旨及び事項について説明を求めます。説明時間は15分までです。

なお、請願者から、参考資料については委員に既に配付済みのため、説明は不要です。

久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 要旨と事項のみ私が言って、その後のことに関しては坂上さんにでも大丈夫

でしょうか。

○田中和八委員長 結構です。

○久保田江美紹介議員 よろしく申し上げます。

「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に関わる情報開示を求める意見書」採択に関する請願です。

請願の趣旨、世界保健機関（以下、WHOという）では、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）（以下、国際保健規則という）を改正するとともに、パンデミックの予防、準備、対応に関するWHO条約、協定、その他の国際文書（以下、パンデミック条約という）を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議において同時並行で進められ、令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されています。しかし、日本においてこれらの草案の内容や交渉過程が国民に十分周知されているとは言い難い状況にあります。

よって、国においては次の事項を実施するよう強く要望いたします。

1、現在、WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響などを分かりやすく国民に周知すること。

2、議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続について検討すること。貴議会におかれましては、本請願の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政庁宛に意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

請願事項、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に関わる情報開示を求める意見書を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政庁宛に意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○田中和八委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 まず、皆様、本日はお忙しい中お時間を頂戴しまして、誠にありがとうございます。私は、白井市に住んでおります坂上 暁と申します。

では、早速、お手元の資料をお読みいただきながら進めてまいりたいと思います。お配りしたデータとは文言が異なる部分もありますが、よろしく願いいたします。

初めに、現在、パンデミック条約とIHR国際保健規則、以下、IHRの改定が同時進行中ですが、これに対し世界中で医療関係者、政治家、学者や専門家など多くの反対の声が上がっています。我が国において問題なのは、それらの内容及び現状をほとんどの国民が知らないことです。その最大の理由は、全くといってよいほど報道されてないからであります。

では、この通常パンデミック条約とIHR改定の何が問題であるのか確認したいと思います。

まず、勧告から義務への変更が挙げられます。WHOはそもそもアドバイザリーボードであり、アドバイスや勧告をしますが、IHR改定によって、法的拘束力を持たない諮問機関から、法的拘束力を持つ統治機関に変わるということ。第1条及び第42条、こちらは資料にありますIHRの書換え2及び4を御確認ください。

次に、改定案以前の要文にあった人々の尊厳、人権、基本的自由の尊重に関する記述が削除されている点、第13条A。そして、WHOに健康診断、予防薬の証明、ワクチンの証明、治療等を義務づける権限を与える内容、第18条や、グローバル証明書、検査証明書、ワクチン証明書、予防接種証明書等を含むデジタルまたは紙形式のグローバル健康証明書システムを導入するという内容、第18、23、24、27、28、31、35、36、44条、附属書第6条、8条などがあること。さらに、健康対策に関して主権国家が下した決定を覆す権限を緊急委員会に与え、緊急委員会の決定を最終決定とする、第43条という項目や、検閲に関して、WHOが誤報や偽情報と見なすものを検閲する能力を大幅に拡大する、附属書1、36ページなどの内容は、誰が何をもってパンデミックやインフォデミックと規定するかの基準や定義がそもそも曖昧なままであることに加え、各国の国家主権を超えた権限をWHOの委員会に与えるといった内容が書かれています。

その上で、改定箇所が300か所以上もあることや、各国の改定を拒否できる期限が18か月から10か月に短縮されたこと、さらにIHR改定は単純な多数決で1票でも多ければ可決され、反対したり棄権した国はそのまま新たな状況に従うか10か月以内にWHOを脱退するかを選択を余儀なくされること、以上のような懸念点が挙げられます。

これらは、全国有志医師の会のホームページに掲載されたWCH日本支部事務局長の上條泉氏の寄稿文の内容で御確認いただけます。

なお、全国有志医師の会とは、全国の医師、歯科医、獣医723名及び医療従事者860名、合計1,583名、2024年1月1日時点、全国有志医師の会ホームページよりからなる医療従事者団体です。そして、WCHとは、2021年9月にアメリカ、カナダ、イギリス、南アフリカ、ドイツから集まった医師、科学者、法律家、人権擁護運動家たちによって設立された団体です。現在、世界45か国以上200以上の団体が賛同し、各分野におけるトップレベルの専門家が参加している世界的な連合体です。上條氏は、その日本支部の事務局長を務められています。

そこで、本日は、国に対し、以上のような事柄を国会でしっかりと議論していただき、その環境づくりのための国民への周知もお願いにあがった次第です。

次に、各国の事例として、パンデミック条約やIHR改定に反対を表明している国々の事例を御紹介いたします。

フィリピン・S. ダン、フェルナンデス下院議員は、IHR改定は、公共の秩序と安全を脅かし、基本的な民主主義の原則を害するものであるとして、これを拒否するよう下院決議を提出、2013年11月28日、フィリピン下院はこれを可決しました。これについては、お手元の決議書のコピーを御参照

ください。

ニュージーランド。連立政権は、緊急の課題の1つとして、WHOが提案するいかなる政策変更にも同意しないよう内閣が当局者に指示することとした上、IHR改定案の前に国益テストを行うことを表明。これは、国内法が国際協定に優先することを再確認するためとされています。

さらに、イランの事例を御紹介いたします。イランでは、他国に先駆けて、2023年7月にIHR改定を拒否、本来の2023年11月末までの返答期限が改定によってその期限と施行時期が大幅に変えられました。これにイランは反対しました。理由は、国家の義務が大幅に拡大される可能性があること、これはIHRの法的性質自体が変わる可能性があることを示唆しています。改定項目の多さ、前述のとおり300か所以上です。国レベルでの改定案に対する検討が他部門にわたり、適切な検討をするには憲法上の手続や法的精査を経る必要が懸念されるため、そのための準備期間が現実的に足りないこと、以上のようなことが理由として挙げられています。

ほかにも、パンデミック条約やIHR改定には、カナダ、ブラジル、ロシア、インド、中国、オランダ、エストニア、スロバキア、フランスなど、世界中で多くの国が反対しています。

なお、2020年5月のWHO総会において、IHRの包括的な修正案を提案したのはアメリカでした。

やはり、ここでも諮問機関としての立場を超え、改定案によってWHOが加盟各国の国家主権を超えた法的拘束力を持つことが懸念されています。このことについて、そのようなことはないと言主張する向きもありますが、それは2020年5月以降の改定案の前には言えたかもしれませんが、それが今回の改定案により明確に変わった点であるということが世界的に問題視されています。また、パンデミック条約は枠組み条約です。先に大枠を決めて、WHOが独自に後から細かく表現などを追加したり書き換えたりできるということです。後から誰が何を決めるのか、その部分は選挙で選ばれた人々ではなくWHOによって決められてしまうということです。そのことも含めて、それに同意するかどうかの返答期限が2023年の11月末でした。このようなことについて、国がほとんど何の周知も国民にしていること、さらに、返答期限である2023年11月末までに、国として日本はそれを拒否しなかったこと、そのこともまた国民には知らされていません。

なお、これまでの経緯と今後の見通しについては、資料の外務省による青色の予定表を御参照ください。上記の返答期限に関することなども分かりやすく記載されておりません。

次に、諸外国の事例の最後として、アメリカの事例を御紹介します。2021年9月、バイデン大統領は、大統領令で、軍人を含む連邦政府職員、政府関連業者、連邦政府医療従事者、従業員100人以上の民間の企業に対しワクチン接種義務化を発表。さらにバイデン大統領は、米国民の約1億人にワクチン接種を命令すると発表。大企業の未接種者には1万4,000ドル、約160万円の罰金を科すと発表し、これに対し2021年10月頃から、立て続けに22を超える州がバイデン氏を訴訟、ホワイトハウスは後に義務化を取り下げました。また、シカゴ市長は全ての市役所職員、警官、消防士たちに対しワクチン接種の義務化を命令。従わない市職員は賃金の支払い停止と解雇もあると通達し、これに職員たちが

抗議、全米各地の警察官や消防士の組合などにも同様の動きがありました。さらには、カナダで起こった抗議運動に対抗し、アメリカでもドライバーたちによるワクチン強制接種反対抗議が起きた上、ブルーステイト、民主党支配州と呼ばれる州や市では義務化に従わない者への罰金や罰則が厳しく、辞職や解雇が起きました。そして、2021年10月、サウスウエスト航空が全米規模で突然の運航停止を発表。ワクチン義務化に反対のパイロットたちが反発したためと言われており、同社パイロット組合は、ダラス連邦裁判所に訴訟を起こしています。

以上が各国の対応の一例ですが、諸外国においては、いずれも国会で議論がされており、我が国においてはそのような報道もほとんどされておられません。そして、日本においてはアメリカのような事例が起きる可能性が懸念されます。

なお、要点の確認ですが、本請願は、パンデミック条約やIHR改定に関して反対すべきであるという趣旨ではなく、あくまでも国会でしっかりと議論をしていただきたいという趣旨であり、そのための土台づくりとして国民への周知もしていただきたいというものであります。

なお、各出典は以下に記しております。お手元の資料に示してあります。

最後に、まとめです。まず、選択の自由が奪われる懸念があることと、国民が知らされていないこととして、私事になりますが、私の母には掌蹠膿疱症と多発性硬化症という、それぞれ難病を指定されている持病があります。さらに、尋常性乾癬という病気も持っています。どれも自己免疫疾患と呼ばれるものです。また、私自身も、長年ベーチェットと言われる難病指定の自己免疫疾患に酷似した症状に悩まされてきました。酷似したと言ったのは、まだ判断基準も予防法も解明されていないためです。ベーチェット病学会やリウマチ学会などが公表する診断基準で判断し、私の場合はほぼ全ての主症状、副症状に多く該当します。さらにアレルギーも幾つかあります。また、自己免疫疾患は自覚していない潜在的な患者も多くいるという意見もあります。

個人的な話を申しましたのは、自己免疫疾患を持つ人間は、ワクチンに賛成か反対かといった議論に関係なく、命に関わるためそもそも打つことはできません。コロナ及びワクチンの副反応や後遺症が重症化する可能性が高いという意見は、ワクチン推進派、否定派の違いに関わらず、多くの医療者に共通する意見であると思います。ですから、ワクチンの是非を問う意図はここにございませぬ。

恐ろしいのはその選択の自由そのものが奪われることです。このことは、意見や立場の違いに関わらず、日本に住む全ての人に関係することであり、私たちの子どもや孫の世代といった未来永劫に関係する事柄であります。そして、そのような取決めが今国民の知らないところで進められている状態、これが最も恐ろしいことではないでしょうか。

次に、メディアとスポンサーに関してと行政だからできることとして、テレビ、新聞、雑誌、ラジオといったメディアには必ずスポンサーがついています。そのスポンサーの意にそぐわないことや不利益な内容は報道されません。私の母は、30年以上合計数百本のドラマや映画に関わってきました。父は生前、某有名出版社の編集長でした。私は、長らく音楽業界に身を置き、今年の1月から出版社

を立ち上げました。ですから、メディア関係の知り合いは多数おり、ある程度はその業界の話を見知っております。資本主義である以上スポンサーがいるのは当たり前ですし、ある程度仕方がありません。そこに、先ほどから申し上げている、国民が情報を知らされていないということの原因の1つがあります。それゆえに、行政だからこそ、スポンサーの意向などに関係なく国民に情報を伝えることができるのではないのでしょうか。

以上、長くなりましたが、国会で議論していただけるよう働きかけていただくことと、そのための土台づくりとして国民への周知もしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○田中和八委員長 以上で説明が終わりました。

まず、なかなか難しい言葉が入ってきていますので、基本となる言葉、ここに書いてあるパンデミック、それからインフォデミック、知っている方は知っているでしょうけれども、素人の方がこういうことを聞いている部分もありますので、この2点の御説明、先によろしいのでしょうか。

久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 パンデミックとは、日本語的には感染爆発などと訳され、感染症や伝染病が全国的、世界的に大流行し、非常に多くの感染者や患者を発生することを言います。

次に、インフォデミックは、インフォメーションとパンデミックを合わせた造語です。新型コロナウイルスの世界的流行と同時に真偽が定かでない様々な情報もSNSを通じて世界中に拡散されました。このことがインフォデミックということになります。

○田中和八委員長 ありがとうございます。

これから質疑を行います。参考人の方に申し上げます。発言に当たっては、挙手をして、委員長の指名を受けてから発言をお願いいたします。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

根本委員。

○根本敦子委員 今回の請願文章の中身について、このままの文章を出すのか、それとも少しニュアンスを変えてもいいかなというところのもし提案があったら、変えていただけますか。

○田中和八委員長 久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 議会として出すので、私も前に陳情のほうで、この意見書案というものを賛成委員の方々で変更があったということ、話を聞いているので、私たち、もちろん紹介議員もそうですし、参考人のほうもそうですが、私たちとしては、やはり国民の周知ということが一番重要ですし、情報開示、ここさえももちろん抜けないでいただければ、皆さん少し、例えば意見聴収とか、こういったところの部分が、もしかすると合わないと思われる方もいらっしゃるのかと思うんですけども、そういったところで、もし賛成委員の中で、これは変更したいということであれば、私たちのほうとしては、本当に趣旨を酌み取っていただければ、その形で出していただければもちろんありがたいなと思っています。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。内容のほうの質疑を先にお願ひできればと思います。
古澤委員。

○古澤由紀子委員 この請願の趣旨、そしてお気持ちは非常によく分かりますし、私自身も抱いている懸念とか疑問と一致しているところはあります。ただ、それが請願で通るかどうかということはまた別のことでして、請願事項に関して、この会は審査するところなんです。請願の要旨でもないし、請願事項について審査するわけですけれども、何点かお聞きします。

情報開示ということ強く望まれています。ただ、情報開示自体がいろいろな形でされるので、フェイクもあるし、これからどのような形でされていくのかという懸念が逆にありますけれども、情報開示の時期、いつ情報開示をしてほしいのかということをお聞きしたいと思ひます。平成6年の5月に、WHOのほうで挙がっていくというなっていますけど、その前は恐らく情報開示できないと思うんです。決まってからの情報開示は新聞にも出ますし、どういう条約になったかとか、改正されるかというのは出ると思ひますけれども、肝心の決まる前のものを、私、見たことがないんですけれども、請願者はいつのことを考えて出されていますでしょうか。

○田中和八委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 ありがとうございます。まず、全ての情報が、もちろん細かく開示されるというのはおっしゃるとおりだと思ひます。全部前もってというのではないと思ひますけれども、私個人としましては、国民がこういうことが今進められているということ、まず周知されてない。厚労省であったり、外務省であったりのホームページにある程度の情報は、今、開示できる部分は、例えば予定表とか開示されているんですが、それが非常に不十分であると。それから、説明が非常に分かりづらいということで、そこをきちんと、こういうふうなことが今、進んでいるんですよという情報の情報とどうか、現状の説明ということ、そういうことも含めた情報の公開というんですか、そういうものが足りてないと感じております。

ですから、何が行われているのかが分からない状態、これがすごく問題だと思ひます。そして、それが、その状態のまま、国民が分からないまま何かを決められてしまうと。先ほど申し上げたような懸念も進められてしまうということ自体が一番問題だと思ひるので、情報自体を何がどうなる、こうなる、そしてこうなりましたということ、もちろん開示はしてほしいと思ひますけれども、それは可能なもの、可能じゃないものはもちろんあると思ひます。やっぱりもっと、そもそのところで説明が足りてないんじゃないかということ、私を感じているわけです。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございませんか。

岩田委員。

○岩田典之委員 実は私も、この請願が出されるまでは、こういった動きがあるということは知らなかったんです。この請願が出されて初めていろいろ調べたわけですが、先ほど参考人のほうから

説明がありましたけれども、諸外国、アメリカ含めてほかの国では、こういった情報を早くから国民の人に提供していると、こういうことなんでしょうか。

○田中和八委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 おっしゃるとおりでございます。この問題が非常に難しいと個人的に感じますのは、日本語で、例えば検索をネットでしましても、ほとんど情報が出てきません。先ほども申し上げましたとおり、日本の報道機関は、基本的には、例えばアメリカの情報であれば、日本のテレビ局、新聞社というのは特派員を当然向こうに派遣しておりますが、基本的にはニューヨークとロサンゼルス、あるいはワシントンといった、大きなところですよ。その限定された地域の一部の情報ばかりを取っている、これは個人的な印象も入っておりますが、そういう状態です。でも、全米というのは50州あって、カリフォルニア州の中に日本がすっぽり入ってしまうような規模です。ほとんどの人が地方部のところに住んでいるわけです。そういったところの動きというのは、ほとんど日本に入っていない印象です。それは英語で検索していくと、大手の主要メディアはもちろん、あらゆるところで実際に報道はされております。それがなかなか日本に入っていないですし、それを翻訳して紹介して、それはもう厚労省であったり、外務省とかの説明もそういったところからの翻訳というのをもってできるんじゃないかとか、もっとすべきところがあるんじゃないかという印象を持っております。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございませんか。

岩田委員。

○岩田典之委員 よく分かりました。確認なんですけども、これは5月ですか、今年の5月か6月に、こういったような、今まで任意だったものが、決まったら拘束力を持つと。WHOに加盟している国は拘束力を持つということ間違いありませんか。

○田中和八委員長 久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 こちら、パンデミック条約に関しては、今こちらのお手元の資料を見ていただいても分かると思いますが、外務省のほうでも法的拘束力を持つ文章と書かれています。また、5月のほうはIHRの改定になるんですけども、こちらのほうもやはり法的拘束力を持つという文言が削除されているということは、これは法的拘束を持つかと思われま。

ちょっと今の、実は質問とあれなんですけど、1つだけ、私、言わせていただいてもよろしい……。情報開示について非常に分かりやすい事例があったので、よろしいですか。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これは国もそうですけども、日本であれば日本国民一億二千何千万かな。いろんな、先ほど参考人のほうから話ありましたが、いろんな体質とか、病気もそうだし、いろんな血液型から体質、いろいろあるわけですよ。そうすると、これがもし決定されると、赤ちゃんからお年寄りまで、いろんな病歴があること含めて、全てこれは拘束力を持つ、要は強制されるということなんでしょうか。

○田中和八委員長 久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 赤ちゃんから全てになるかどうかと言われると、そこに関しては、正直分からないとしか言いようがないです。ただ、先ほどの事例でも言わせていただきましたが、例えば国境を越えなければ仕事ができないとかいう方々が、実際に日本のコロナのときもそうだったと思うんですけども、ワクチンの証明書がないと、陰性証明を出さないと駄目ですよということがあったことが、やはり今までの部分は国だけで考えていたところを、WHOというもう一つ大きなところで、もうこれはやってくださいとなってしまうと、例えば打つともしかしたらアレルギーが出てしまうかもという方も強制される可能性というの、もしかするとあるかもしれないという懸念がやはりあるので、そこが法的拘束力を持つということ、前回以上にちょっと厳しくなるのではないかとというのが懸念されているところかと思えます。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これは決まった後、国民に強制するかどうかというのは、また国のほうの判断もあると思うんですけども、これが決まった後、例えば日本が、各国がそれを守らなかった場合には、守らない国に対して何らかの制裁とか罰則というのか、そういうのはあるんでしょうか。WHOから国に対して。

○田中和八委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 すいません、そのことに関しては、本日、資料等を用意してございませんが、テドロス事務局長が、今それを証明する方法がないんですけど、資料がないので、常に発言しておるのが、各国が各国をお互いに監視をしてというんですか、言葉は悪いですけども、密告ということもよくないですけども、このことに関してあの国はちゃんとやってないとかということ、そういう密告するシステムみたいなものを構築しましょう、そういうことを考えているということは既に発言されているのです。

そういうことも受けて、これがどのくらい説得力あるかはちょっと分からないんですけども、一応、米国議会の調査局、CRSというところもそのことを懸念しておって、いろんなことを既に調査はされているんですけど、それは一応、英語では公開はされているんですけども、残念ながら日本語では出てないんですが、今はそのページ、米国議会調査局の出しているレポートというものが公開されております、英語で。その資料を、もしこの議会、後で提出しなさいと言われてたらそれをお見せすることができます。それを今では簡単に、翻訳機とかもありますから、読んでいただくことはできます。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 あと1点だけ。最初に言いましたけれども、ほかの国では、アメリカをはじめ、国民に対して情報提供をしているわけです。こういった全国民に関わる大事なことを、今回の請願とも関係ありますけれども、なぜ日本政府が知らせないまま、WHOの国家間の法律といいますか、それ

が変わることを、もうあと3か月ぐらいで変わるかもしれないわけです。なぜ日本政府が、国民に対してそれを情報提供しないかというのは、紹介議員なり参考人として、感想というか、個人の思いでもいいですけど、なぜ日本政府がそれを公開しないのかということは、どのように思われますか。

○田中和八委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 すいません、それも完全に個人的な見解になってしまいますが、非常に難しい問題だと思います。限られたこういう場で全部説明するのはすごく難しいと正直思いますが、おっしゃるとおりで、何でそんなことになっているのかというのは、誰もが思うと思います。やはり外務省であれ厚労省であれ、WHOのパンデミック条約や、特にパンデミック条約に関してなどは、基本的には、国連があってWHOがあって、そこから外務省に来て、そして外務省と、それから厚労省の、恐らく4つの部門だと思いますが、の担当部門が、これを日本国内に周知をしていると思うんですけども、WHOの、このパンデミック条約を進めている、一番最初に先ほど申し上げましたとおり、バイデン政権が13か14の提案を最初に出しているんです、2年ぐらい前に。そこから、特にIHR改定というものがどんどん加速度的に議論されるようになって、どんどん、こちらの予定表にもありますように、ちょっとずつ改定をしていってやっているわけですけども、その副議長であったり、そもそもの提案をした国は、実はアメリカだけではなく日本も一緒に提案をしているという、そもそもの話があるんですけども、そういったところで、どのような力関係が裏にあるのかとか、そういったことまでは私はちょっと存じ上げないんですが、何かしらものがあるんだろうなというのを感じてはいるんです。その結果、何でこれがちゃんと説明されてないんだろう、こういう予定表まで出しているのに、何でここここはちゃんと説明してないんだろうという単純な違和感ですよ。そこは何なのかということは、私のような一般人には調べようがないんですけども、確かにそのような懸念点はあると思います。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今、WHOが令和6年5月に提案する条文のことに話合っているわけですけども、国際規約とか条約に関しては、それだけでは日本の国内には効力を発しなくて、それに対応する国内法をきちんと設定しないと効力が実際に発生しないんですけども、皆さん御存じのとおり、国際連盟の下部組織を含めて、非常に脆弱なものですから、必ずしも決まったとおりどこも行き当たるということはありませんけれども、大体市が使う請願というのは、国際的なものも受理はしますけれども、それを採択はなかなか難しいんです。権能を越えますから、市の権能を超えますから。

この問題も、国内法と国際的な条例、規約の問題もあるであろうし、それからパンデミックとなったら個々の事故というのももちろん大事にしなければいけないけれども、それ以上に社会免疫というのをつけて収めようとする働きもあると思うんです。だから、その辺に関しては、私たちは、どの辺までの情報を流してくれるのが妥当かどうかということさえも判断がなかなかつきにくいと思うんですけども、このような請願を出され、気持ちは本当によく分かります。実際に対応するというところに

関して非常に難しさがあると思うんですけど、それに関しては、請願者はどう感じていらっしゃるか。これを出してうまく思いのおりにいくのかどうかとか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○田中和八委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 ありがとうございます。まず、先ほどの御質問とも少し、一部かぶりますが、おっしゃるとおり、まず、日本の国内法がそれに対応するものが定められてからということも、確かにそのとおり思うんですけども、少し私の個人的な懸念、個人的な考えになってしまいますが、WHOというものが国際機関である。ですが、その運営というのは拠出金で賄われております。その拠出金の1位がアメリカ合衆国です。2位がビル&メリнда・ゲイツ財団です。3位が現在は、ちょっと前までイギリスだったと思うんですけども、今はドイツだと思えます。4位がGAVIアライアンスです。国家は分かるんですけども、いわゆる民間であるビル&メリнда・ゲイツ財団と、そのビル・ゲイツさんの出資でつくったGAVIアライアンス、要するに国際的にワクチンを推進していく協会ですけども、この民間の団体2つが上位に入っているわけです。そして、このようなワクチンの強制に関することであつたりということが同時進行で進んでいるという点は、やっぱりちょっと懸念があります。

これを具体的に、こちらに私は請願させていただきまして、皆さんのお時間頂戴いたしましたけれども、それで具体的にこうなるであろう、こうなるというのとは難しい部分があるとは私も思っております。ですが、このようなことが実際に行われているということ、こういうような場をお借りしてお話しさせていただけたことでも十分大変ありがたいことだと思っております。

○田中和八委員長 久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 ちょっと補足でさせていただきたいんですけども、古澤議員が、まずは国内法ではどうなるか分からないとお話しされているんですけども、一応、外務省の外交政策、人権人道の記事からちょっと一言言わせていただきます。

我が国の憲法第98条第2項は、日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする規定しており、我が国が締結し公布された条約などは、国内法としての効力を持つ。我が国の憲法には、我が国が締結した条約と法律との関係についての明文の規定はないが、条約が法律に優位するものと考えられている。なお、条約の規定を直接適用し得るか否かについては、当該規定の目的、内容及び文言などを勘案し、具体的場合に依じて判断すべきものとされているとされています。

なので、もちろんこれが2つ目になるのか1つ目になるのかというのは、このパンデミック条約がどこに位置されるのかというのは分かりませんが、もしかすると、1つ目に位置されてしまえば、やはり国内法より優先されるということも考えられるということなので、その辺を少し勘案していただけたらとは思っております。

あとまた、もう1点、各国によってやはり対応が、パンデミックになったときには当然取らなけれ

ばならないという話でもあったんですけども、前回のコロナのときには、やはり国により対応が違ったというのがあります。例えば、スウェーデンなどはロックダウンもしませんでしたし、アメリカも州ごとに対応が違ったというのがありまして、そしてこの厳しいロックダウンをしない地域のほうがコロナの収まりが早かったとか、そういったこともあつたりしますので、やはり各国である程度、国民性、あとは人種によってウイルスがより強く作用するとかいろいろあると思いますので、本当に全世界全て同じようにやるのが必ずしもいいかというところではないのではないかと、少し補足させていただきます。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 国内法に関しては、国際条約とか規約が日本に合った形で制定するというのも考えられるわけですから、じゃないですか、先ほどの説明からすれば。

○田中和八委員長 久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 そちらもありますが、この人権人道の部分に関しては、恐らく国内法というのを決めずに、このまま条約のほうが、先ほど最初に話した条約は法律に優位するものと考えられているという、国内法として効力を持つというほうが採用されたようなので、必ずしも、ここら辺の整理がされるということではないのかと、私のほうでは考えています。

以上です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 その辺の判断というのは、今も難しいとおっしゃっていましたよね。どこであるのかということが1つ大きなポイントになると思うんですけども。

○田中和八委員長 古澤委員、今のは回答は。

○古澤由紀子委員 結構です。

○田中和八委員長 ほかに質疑、根本委員。

○根本敦子委員 説明の中で、国際保健規則、IHRという中で、説明にあったのは、規則の一部または全体に対して留保したりとか拒否をすることができる。ただ、その期間が18か月から10か月に減ったというようなことを書いていましたけど、拒否はできるんですよね。

○田中和八委員長 久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 拒否が昨年11月末までだったんです。なので、このお話をさせていただきたいと思うんですけども、この拒否のことについてなんですけれども、拒否については、とにかく11月末まででした。なので、これ以降になりますと、5月は実を言うと、もしこの条約が採択となった場合には、日本が取れる、もしこの条約に対して、ちょっとこれはまずいとなると、脱退という道しか実はありません。

以上です。

○田中和八委員長 すいません、私も書きながらやっているんで、委員長という言葉を使っていた

かないと分からないので。

根本委員。

○**根本敦子委員** さっきのスケジュール表の中で、拒否ができるということが加われてなかったので、私もそこは違和感を覚えたんですけど、去年の11月までだったというので、拒否権はないということなんですか。

では、WHOというのは、もちろん厚労省は、様々な感染症についてホームページでインフォメーションしていますよね。そういうことの、今ある厚労省のそういう説明とかそういうものが、今後、ねばならないみたいな義務化としてみんなに伝えられるという心配をしているんですか。

○**田中和八委員長** 坂上参考人。

○**坂上 暁参考人** おっしゃるとおりです。様々な、何と申しますか、違和感はたくさんありまして、このお手元の青い予定表に関しましても、令和6年1月時点のものが最新のものですが、その前の令和5年9月時点のものがあったり、重要なのは、その前にも、こちらの8月時点のものがあります。そちらは資料で提出できてないんですけども、もしよければお見せしますが、この8月時点のときに、一番上の2024年1月から3月というのが、欄が9月時点、1月時点あると思うんですけども、その下の、この部分が8月時点では2024年1月と書かれているんです。それが8月から9月に、1月と書かれていたものが1月から3月に変わっているんです。そういうことも、全く何でなのかということが説明されてないんです。その9月時点から令和6年1月時点に関しては、もともとその下にあった執行理事会で改正パッケージ案提出の横に、第8回IHR作業部会（仮）というのが、いつの間にか付け足されているんです。

こういうことも、何でこういうことに、予定表は、そもそも2024年5月という、そこで決定しますというものありきで予定表を立てているはずなのに、なぜこういう細かい部分だけどんどん変えられていっているのかということも、非常に気持ちが悪いというか、何なのかなということも、どこにも説明がないんです。そういうことも含めて、ちょっと疑問点があるんですが、このWHOが法的決定権を持ってしまって、私たちがそれを拒否することができなくなるということは、これも非常に難しいんですが、英語のほうでたくさん出してはいるんです。そのことを、先ほども申し上げた米国議会調査局などは、長いレポートで、これは大変危険なんじゃないかということで警鐘を鳴らしており、各国の、先ほど具体例は紹介しませんでしたけど、いろんな国、エストニア、スロバキア、フランス、カナダなど、そういったことを皆さん懸念して、一部の国ではWHOを抜けましょうというところまでいっております。

○**田中和八委員長** 久保田紹介議員。

○**久保田江美紹介議員** 先ほど、スケジュールが少し変わっているというお話をさせていただいたんですけども、お手元の資料のほうでは、1月から3月のところのIHR改正の中に、事務局長に暫定的な改正案パッケージを提出と書かれているんです。ですから、この部分が、実は、9月時点のほ

うの、私が今こちら持っている資料のほうなんですけれども、こちらの資料では、執行理事会にて改正パッケージ案を提出というふうに書かれています。

ちなみに、執行理事会というのは、これは34か国が推薦する執行理事によって構成される執行理事会ということになります。これは毎年2回、1月と5月に開催されます。執行理事会というのは、WHO総会への助言や提案、WHO総会での決定事項を実施することなどを主な役割としている場所です。この執行理事会のほうがより公平性が強いように感じるんですけども、これが新しいものでは事務局長に、暫定的なというふうになっています。このことの原因についても書かれていない状況になっているんです。

また、もう1点だけこの話でさせていただきたいところなんですけれども、この改正、こちらのほうにも、スケジュールのほうに、部分改正というのが一応されたとなっているんです。この部分改正のときにされた部分の文章をひとつ読ませていただきたいんですけども、この55条の2というのは、改正案の本文には、その検討が提案される保健総会の少なくとも4か月前に事務局長が全ての参加国に伝達するとあるんです。ということは、改正パッケージ案を採択という、この5月というのが5月27日なんですけれども、1月27日までには出ていなければ改正案というか、本文というのが出ていなければならないんですが、これが実際、今、現状では伝達されている状態ではありません。ということは、いろいろスケジュール変更されている中で、この5月の改正パッケージ案を採択ということが、延長だとか、本当は変えていなければならないのに、そのことも変えていないこと。そして、この理由というのが出されていないというのが、やはりここが私たちが情報を開示してほしいというところの部分でもありますし、ちゃんとした、こういった理由というのが必要ではないかと思っている部分です。

以上です。すいません。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 思いは分かります。ただ、日本のワクチン接種の努力義務、義務と日本語書いているんです。御存じのように、定期接種というのが結構あるんです。定期的に接種しなきゃいけないよという。あと、それ以外に任意接種といって、やってもやらなくてもいいという2パターンがあるんですけど、努力義務というのは何なのかといたら、努めなければならないという絶対の強制ではない、日本の予防接種に対しては。だから、打っても打たなくてもいいよ、本人の自由ですよ。まして、アレルギーになったりとか体質的に打てないという人たちは打たなくていいとなっていますし、コロナのときも、医療関係者の方の中に、あの頃はみんなワクチンを打てみたいない勢いがあったんですけど、医療関係者の中では、アレルギーで打てないという人たちは守られました。

だから、何が何でも、コロナ証明がなければ仕事ができないとか、そういうことはなかったということが今までもありますし、これからも、そもそもWHOというのは、予防医学を、世界中で予防していこうよという、先進国も後進国を平等にやっっていこうよという組織であって、人間の感染症との

闘い、本当に人類のかけた戦いがやられてきているんです。皆さん御存じだと思うんですけど、種痘、昔、疱瘡とか言ったんだけど、あれなんかも、もう今撲滅されていますよね。当時、牛の種痘のそれをみんなにくっつけるというのはほとんどもないんだというような、物すごい大反発はあったんですけど、ジェンナーが科学的、疫学的に、調査の中で、牛から感染された人たちが種痘にならないということを書いて始めた、すごく勇気のある活動だったと思うんですけど、それで今、人類が、種痘が撲滅されたという経過がありますし、日本でもポリオ、小児麻痺ですね、そのワクチンを、ちょうど私の世代で親たちが入れるというときに、あれはソ連の国のワクチンなんだと。あの頃、東西のあれがありましたけど、鉄の壁だか鉄のカーテンだか、そういうので東西分かれていましたから、あんなソ連から輸入するなんてとんでもないんだと、厚労省は言っていました。だけど、母親たちが子どもの命を守るために必要なんだということで、それを輸入させた。私たちが、ポリオの後遺症にならない。私の世代の、上の世代の人たちの中には、それで今なおかつ小児麻痺の麻痺が残っている人たちが何人かいるんです。

そういうふうに、人類が、その感染症をなくすために一緒にやろうよというのが、国連の私は趣旨だと思っていますし、厚労省も、そういう予防医学の中で、きちっとそこはぶれないでやっているし、強制をWHOはやってくるということになった場合は、日本の国としては、それは違うということ、今、古澤委員がおっしゃったみたいに、国の法令の中できちっと守られるもの、独立性を持っているものだと思いますので、心配はいらないんじゃないかと私は思います。

○田中和八委員長 今のは感想という形でよろしいんですか、質疑なんですか。

○根本敦子委員 そう私は思うんですけど、どうですかです。ごめんなさい。

○田中和八委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 ありがとうございます。2点、今の明確な答えになるか分からないんですけども、まず一つ、IHR改定の第43条に、以下のような内容が記載されています。締約国は、当該措置が一般にWHOの配分メカニズムに対する妨害または支障を来たさないことを確保し、例外的措置を採用する締約国は、それをWHOに理由を提出するものとする。これが先ほど言った、監視システムみたいなものをつくりましょうというようなことにつながってくるんですけども、まずこれが1つありますということと、確かに私も、おっしゃるとおり、病気だとかそういうものに対して、スペイン風邪とか古い時代、ヨーロッパの時代からずっとその戦いじゃないですか。ですから、それは、もちろん大事なことだと思うんです。ただ、1つ実際の事例として、アメリカの非常に大きな州であるフロリダ州、その事例を御紹介します。

フロリダ州のトップドクターのジョセフ・ラナコという方がいます。この方は、州のトップドクターとして州の保健局を率いて公衆衛生を担当する方です。このトップドクターというのは、英語でステートサージョンジェネラルというんですけども、これは要するに州の外科医総長のことで、知事が指名し、上院が承認するものです。つまり、フロリダ州の保健局公衆衛生部門保健部門の総監である

トップの方です。この方は、ハーバード大学医学部卒の医学博士であり、フロリダ大学の医学部教授でもあります。ラナコ氏は、今年の2024年の1月3日に、新型コロナワクチンの使用を州全体で停止するよう提唱しました。一方、日本では2023年度12月から国産mRNA新型コロナワクチンウイルスの接種が開始されました。

なお、埼玉県北本市にありゲイツ財団が出資している第一三共バイオテック製のものであります。23年度中は140万回分、今年中に2,000万回分が製造予定とされています。

さらに、米国バイオ企業が開発した体内でmRNAワクチンを自己増殖するワクチン、これ、英語でセルフ・アンプリファイイング・ワクチンとありますが、自己増殖をするワクチンを明治ホールディングス傘下の明治製菓ファルマが、2023年11月末日本で世界初承認しました。現在、明治製菓パルマと福島県の工場を持つアルカリスというところが連携してやっておりますが、日本は全く真逆のことをやっております。これはもちろん、ワクチンだとかそういったもの全般全てに、僕は反対とかそういうことではなくて、こういうことも全く逆のことをフロリダ州のトップの、医療のトップの方が、コロナのワクチンに関しては危ないからやめておきましょうとやっていることをやりながら、日本は全く逆のことをやっていると。

ですから、本日私は、そのワクチンの良い悪いということを話に来たわけではもちろんないんですが、こういった事例が実際あるということだけお伝えしておきます。

○田中和八委員長 ほかに質疑は。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 それでは、何点か質問させていただきます。

先ほど紹介議員のほうから、今日出されている資料のスケジュールの、これまでの経緯と今後の見通しのスケジュールの話が出ていました。ここは私と認識が違っていたんですけども、実はこの外務省によるパンデミック条約予定表という資料が2枚になっていますが、これが、今年の令和6年1月25日に新型インフルエンザ等対策推進会議が、国のほうで行われた、そのときの資料の一部だと思うんです。本当はそのときの資料に、いわゆるパンデミック条約に関する交渉テキストというのが一緒にくっついていまして、そこにパンデミック条約の条文案、そして主な内容というやつも全部公開されているんです。このテキストの公開の前に、このテキストは、つまりこの資料は、2023年10月時点かつ交渉中のものであり、今後の交渉により変更されていく予定ですよ。今は暫定的なものを出していますと。

つまり、先ほど、この前に出ていた、8月に出したとき、あるいはその前の5月に出しているときは内容が違っていたという話でしたが、これは情報公開ということ、情報開示ということ、国が意識しているから違っていることでもどんどん出しているんだと思うんです。つまり、それはちゃんと条件に書いていますから。今後も交渉次第によっては変更されていく予定ですよ。そうやって書いてあるものなので、どんどん適時情報は提供しているんじゃないかと思われるんです。

ここで私がお聞きしたいことは、現在WHOに対して提出予定のパンデミック条約の修正案とかIHR改正案については、とにかく世界中の皆さんと協議している内容ですから、安易に全てを決定する前に公開することはできないというのは、先ほど参考人からもありました。ただし、交渉の段階で、今どこまでやっているんだというような内容とかプロセス、内容やプロセスに関わる正確な情報については、外務省のホームページ及び厚生労働省のホームページで掲載を適宜していきますと。そして、国民に情報提供を行ってきているし、今後もそのようにしていきますというような答弁もありました。

そうなる、ころころ変わってというんじゃないで、変わっても情報公開しますよという意味だと思うんです。私も見て、パンデミック条約に関する交渉の今現在の条文案の主な内容は公開されています。されていますが、私にはよく分からないんです。なので、参考人が、先ほども公開はされているんだけどもおっしゃっていました。だから、今公開されている内容が、もっと国民に分かりやすい誠意な言葉で公開してもらいたいということを要求しているのか、全然公開されていない、情報公開されないということではないと思うんです。そこら辺を確認させてください。

○田中和八委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、全く公開されてないわけではないんです。ただ、本当に分かりづらいということと、あまりにも膨大な量があるということと、1か所にまとめられているわけではなく、あちこち探していかないと見つけられないという、この3点が非常によくないかと思っております。

それと、海外の事例を幾つも申し上げて大変恐縮なんです、やはり幾つかの重要だと、個人的に思うところは日本語には訳されていなかったり、日本語で紹介されてないこともたくさんございます。

○田中和八委員長 久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 先ほど石井委員が、いろいろ公開、変わっていくのが普通じゃないかと。もちろん、変わっていくのが普通じゃないかと言っていたんですけれども、私が言った先ほどの部分、執行理事会から事務局長に変わるというのは非常に大きなことだと思うんです、私としては。この改正案というのが出なければ国内で審議することもできない状態なのに、その改正案が5月に採択するというのに対してまだ出ていないというのが、今現状あるというのは、それは、なぜ変わったのかという理由が示されないことが、それは情報として出していないということ、情報としてちゃんと出していくべきところじゃないかと私は思ったというのが1つあります。

なので、もちろん情報を出していないという話ではないんです。本当におっしゃられたように、英文でしっかりとその情報が出されていますし、そしてまた、最初にこの英文で書かれているものというのは、今話している内容も、正直草案と言われるところなので、実際今どこまでどんな話になっているかというのは、私たちは本当に分からないところです。そして、本当に私も英語のほうで見させていただきましたけれども、細かいことは情報にも出されていません、そういうことは。なので、日本でももちろん出しようがないというのも非常によく分かっていることなんです。なんですけど、

どういったことを草案として出されたのかということは、分かりやすくもっと書いていただきたいというのがありますし、なので、情報が今出されていませんという話ではなくて、もう少し私たちが分かりやすいように、普通の方が読んでも、こういうことを少し出されているんだよというのをしっかり分かりやすいようにしていただきたいというのが私たちの要望になります。

以上です。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 多分そうだろうとは思いました。ただ、日本の国だけの話じゃないから、非常に専門的な分野でもあるし、世界中に関わることであるから、本当に我々一市民に分かるようにと、情報開示してくれというのはなかなか難しいんじゃないかとは思いますが。

もう一つ、パンデミック条約について、決まっちゃったら絶対従わなきゃいけないのかという議論が先ほどもありましたけど、憲法の第73条第3号に、条約は締結することと、条約を締結すること。ただし、事前に時宜によって事後に国会の承認を得ることを必要とするというのが定められているんです。

ということは、つまり、政府としては、委託された条約は締結するけれども、この条約に拘束されることについては、我が国の意思を最終的に確定することについて国会の承認を求めてきており、緊急を要するため国会の承認を得る時間的余裕がないなど合理的な理由がある場合を除いては、事前に当該条約の締結の前に国会の承認を得るというのは従来からやってきていると、今後もやるという話がありました。となると、先ほどから、いろんな角度から、こういう角度から見たら調整されるんじゃないかとかという話もありますけれども、いろんな解釈の仕方があるのかと思いますが、その点についてはいかが考えますか。

○田中和八委員長 久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 今おっしゃっていただいた第73条3号の話なんですけど、一言あったのは、緊急の場合以外というのがあったということは、やはり、正直、5月採択を本当に望むのであれば、これは、ある意味緊急の場合になる可能性があるのかと、少し私のほうでは思います。なので、もちろん石井委員がおっしゃられたように、ちゃんと国会の承認を得られるかもしれませんが、ただ、正直、期限が迫っているというのがあるので、本当なのかと思うと、ちょっと私としては疑問なので、本当に分からないというのが正直な私の感想です。

以上です。

○田中和八委員長 続けていったほうがいいですか。石井副委員長。

○石井恵子副委員長 それでは、請願の要旨の中の2番に、議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続について検討することとありますが、ここで言う議員というのは誰のことか、有識者とは誰のことか、一般国民とは誰のことかをお尋ねします。

○田中和八委員長 いいですか。坂上参考人。

○坂上 暁参考人 この議員というのは、まずは、先ほど申し上げましたとおり、一番大事だと思っておりますのは、私も、すいません、初めて請願させていただきますので、この書き方がよく分かってなかったというのは大変申し訳ないんですけども、まず、1の国民の周知ということのほうが大事ですので、こちらは、先ほど久保田議員がおっしゃったとおり、適宜内容を変えていただいて結構なんですけど、一応申し上げますと、この議員は、国会議員であったり、それから地元の白井市の議員であったり、有識者の方というのは、様々な意見を持った医療関係者であったり、法律関係の方というんでしょうか、そういう方を想定しております。

以上です。

一般国民は、もうそのまま、特にここは白井市なので白井市の市民であったり、国に対しては、広く一般にという意味でございます。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 最後に。分かりました。議員は、国会議員から我々地方議員まで全ての議員ということで、一般国民が、このまま一般国民だから、それこそ小学生からおじいちゃん、おばあちゃんまで全ての国民ということですね。

○田中和八委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 そうです。特に有権者です。小学生とかはさすがちょっと分からないと思いますので、一般的な大人といいますか、有権者の方々に向けてということなんです。

○石井恵子副委員長 結構です。

○田中和八委員長 ほかに質疑はございませんか。

それでは、暫時休憩させていただきます。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○田中和八委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 先ほども申し上げましたように、この審査は請願事項について審査をするものですが、請願要旨と、それから意見書案というのがついておりまして、今までの審査の経過を聞きまして、私は、請願要旨、事項に関しては妥当かと思っております。市の権限から超えたものがありますけれども、国の権限に対して要請するという自体はあり得ることかと思っておりますので、それは妥当だと思っているんですけども、意見書がついていて、その意見書の中に、1は請願事項とほぼほぼ一致しますからいいとして、2の議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続について検討することとありますけれども、これに関してはラインが曖昧だということ、先ほどのお

答えを聞いていましたけれども、よく練られていない。実現可能かどうかというのと、多分実現ができない。そういうようなことを考えると、この2は、私は賛成できないんです。だから、2に関して、意見書から抜くことができるのかどうか確認したいと思います。〔「最後のほう、すいません、今聞いていなかったんです。すみません」と言う者あり〕

○古澤由紀子委員 請願の要旨、そして意見書案、両方に出ています1項目と2項目めの2項目め、私はこれに対しては賛成できないんですけれども、これを抜くことができるのかどうか、形式的なことではありますけれども、確認したいと思います。

○田中和八委員長 事務局長。

○永井康弘議会議務局長 今回御審議いただいているのは請願事項ということになりまして、ここというパンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を貴議会において採択いただき、政府及び関係行政庁宛に意見書を提出いただきたくお願い申し上げますと、ここの部分が今回審議をいただいているものになりますので、この要旨の部分を……、意見書を直すかどうかという。

○古澤由紀子委員 これの中身の読点とか字句の間違い以外に、主要な2つの柱となるものの1本を消すことができるのかどうかということを確認したいと思います。

○永井康弘議会議務局長 最終的な意見書につきましては、議会の中での判断ということになりますので、どういう文言にするかということは、最終的には議論の中で整えていくという形にはなろうかと思えます。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 再確認いたします。そうすると、請願事項が通れば、その内容を逸脱しない限りは多少の変更は可能だということですか。意見書は議員と議会が作るものですから。

○田中和八委員長 事務局長。

○永井康弘議会議務局長 最終的に意見書の案文というのは、例えば意見書のこのままがいいですよという採択でしたらそういう形になるんだとは思いますが、文面に関しましては、最終的にはもちろん議会の裁量というものは残されていると思えますので、一字一句このとおりでなければならぬかというのは、また別の話になろうかと思えます。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 では、1と2の文章は大きな柱だと思いますけれども、それを1つ削っても構わないということですね。〔「そういう話は休憩取ってやって、質疑のほうをやって」と言う者あり〕これは事務的ですが、賛否に関わってきますから。

○田中和八委員長 後ほど採決……。

○古澤由紀子委員 これで終わります。

○田中和八委員長 この際、委員として質疑をしたいので、暫時、石井副委員長と交代いたします。

○石井恵子副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

田中委員、どうぞ。

○田中和八委員 それでは、何点か質問させていただきます。

ここの中に、情報公開という言葉が入っております。それも、途中経過等を国民へ周知してほしいんだと、こういうようなお話かと。内容に関しては、今、ほかの委員の方々がいろいろと御質問させていただいたんで、私のほうは、最終ページになりますか。メディアとスポンサーというところにちょっとお伺いをしたいと思っています。

この中に、メディアの場合、スポンサーがいるのでなかなかその情報の開示ができないんだというようなことは書いてあるんですけども、この行政だからこそという、この行政は先ほどと同じような感じの、国会も含めた全ての行政という意味でしょうか。

○石井恵子副委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 ありがとうございます。非常にざっくりとした書き方をしてしまってちょっと申し訳なかったんですけども、マスコミというのは非常に金の流れが明確ですので、国会含め行政も全くないとは思いますが、マスコミほどではないと思いますので、それから個々の議員の方々におかれましては、個々の判断で動ける裁量もあると思いますので、そういったところを期待してこういう書き方をさせていただきました。

以上です。

○石井恵子副委員長 田中委員。

○田中和八委員 ここに書いてあるように、意向に関係なく国民に情報を伝えることができるのではないのでしょうかということなんですけど、例えば行政で知らせる方法はどんなものがありますか。

○石井恵子副委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 具体的な方法まで考えておりませんでした。もちろんできれば、テレビとかそういうものを使えば一番いいんですが、現実的には、もし市であれば、市の何か刊行物であったりだとか、ホームページだったりだとか、あるいはSNSを活用したりだとか、いろいろな方法があると思いますが、そういった可能な範囲でという意味であるんですが、ほとんど今、情報開示が分かりやすくはされていないというので、少しでもあればということです。

○石井恵子副委員長 田中委員。

○田中和八委員 それと、ここに今回の目的の1つが、国会でしっかりと議論をしていただくよう働きかける云々と書いてあります。参考人、紹介議員の中で、例えば国会議員の知人の方か何かがいちゃれば、その方が国会で今回のこのパンデミックの件で質問したり等はしているのでしょうか。

○石井恵子副委員長 久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 国会のほうでは今、WCH議連とって、超党派の議員が所属している議連というのがあります。こちらに関しては、共産党以外の議員は全て入られていて、平沢勝栄国会議員

と、あと原口一博議員の2人が共同代表となって、そしてまた、私、所属しております参政党の神谷代表のほうが、事務局長としてそちらのほうでさせていただきますので、国会のほうでも少しずつ動いてはきているんですけども、それを後押ししてほしいという思いも、私たちのほうにもありまして、広くもう少しこの議論がしていける環境を、土台というものをつくっていただきたいというのが1つありますので、こういった意見書が出ることによって、さらにその土台がつくられていくということに意義があるのかと私のほうは思っております。

以上です。

○田中和八委員 終わります。

○石井恵子副委員長 では、委員長席を委員長と交代いたします。

○田中和八委員長 では、石田委員。

○石田里美委員 先ほどからの情報開示の方法等を確認できて、あと今回でも後押しをしていただきたいという紹介議員等もいらっしゃるということも確認した上で、今までの意見の中で出ている中で、情報開示をしていく中で、どういう点が不十分か、あと分かりづらいという表現、2番で書かれているところから意見聴取とかするのことは思うんですけど、どういったところの期間で、どうして不十分な点とか分かりづらいというところを集約して訴えて、それをあえて分かりやすいように情報開示していく方法等を考えているのであれば、お知らせ願います。

○田中和八委員長 久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 どこが不十分かという、やはり、この草案の部分も英語のみしかないというところで、私たちは日本人なので、できれば外務省のほうでそういった英語の部分も翻訳をしていただきたいというのがありますし、そこは非常に大きいかとは思いますが、そういった草案の部分というのは非常に大事かと思えます。

あとは、やはり先ほども言いましたけれども、このスケジュールの部分の変更というのが、改正案の本文の提出というのは非常に重要な部分かと私のほうでは思っております。この部分の理由、スケジュールが変更になったことに対する理由というのは、やはりしっかり出していただかなければいけない部分じゃないかと思っておりますし、そういったところをもう少ししっかりとしていただきたいと思いますし、分かりやすく伝えていくというのが、視点が難しいので、私たちは、今、そのワクチンが、今回のワクチンというものが本当に大丈夫なのかどうかというのも含めながら話をさせていただいていますけれども、これが、大丈夫だという視点からすれば、もしかすると、外務省の内容だけでも十分と取られるかもしれませんが、それはいろんな見方があるということで、もう少し分かりやすく、先ほど話したぐらいのことが、外務省のほうからも出てきてくださったら一番ありがたいというのがあります。

どういった周知の仕方と言われましたが、現状、どんな周知の仕方があるかというのは、やはりホームページで出していくということしかないのかとは思っております。本来は、もちろんマスコミ等

に取り上げていただくのが一番ありがたいんですけど、それは国がやることではないですし、ただ、何か付け加えるということはちょっと難しいかと私のほうでは思っておりますが、本当にもう少し国のほうでも考えていただけたらというのが私の思いです。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、今年5月にWHOの総会で決定されてもう時間がないわけですけども、ほかの議会の状況を聞きたいんですけども、地方議会は、白井を含めて1,700幾つ、都道府県を含めれば1,800近く地方議会があるわけですけども、分かる範囲で、ほかの議会からこういう請願なり陳情を既に採択された、あるいはこの3月議会で出そうという動きがというのがもし分かっていたら、教えてもらいたいんですけども。

○田中和八委員長 久保田紹介委員。

○久保田江美紹介議員 前回の12月議会のほうで採択された市が、北海道のほうで十勝の清水町というところ、そちらは請願で採択、請願から意見書として採択されたところ。あとは、旭川市議会のほうは意見書で出されたんですけども、そちらのほうは全会一致で、ちなみに言うと、旭川市議会のほうは、この請願の内容そのまま意見書として採択されております。そして、あとは、愛知県の津島市、こちらはかなり多めの、幾つまでというのは私も聞いてないんですけども、ただ採択がされていて、私も、全ての場所ではないんですけども、たしか6議会ほどでは採択のほうがされておまして、今議会でも、私の党の議員がいろいろ検討しながら出していくということをしている現状です。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。ほかに。

根本委員。

○根本敦子委員 仙台の市議会でも意見書を出していますよね。ここには2までしかないんですが、そこは3があつて、同条約は国会承認条約として事前の国会審議を必須とするように働きかけることというのを、今回ここでは外しているんですけど、外した理由というのは何でしょうか。

○田中和八委員長 久保田紹介議員。

○久保田江美紹介議員 すいません、実は私、そこまで、仙台のほうの内容まで把握し切れていなかったところでござしまして、こちらの旭川のほうを参考にさせて、請願者の方と一緒に話しさせていただいたというのがあります。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 昨年の11月末で決まって、もう今年の5月で採決されるというか、採択されるというのがもう決まっているとおっしゃっていましたが、それを踏まえて、今国民に知らせようというのは、決まったことを知らせてくださいということなんですか。それとも、皆さんおっしゃっている

ように、これはちょっと問題があるんでやめてほしいみたいなのを付け加えるために国民に知らせてほしいと言っているのか、その辺聞きたいです。

○田中和八委員長 坂上参考人。

○坂上 暁参考人 ありがとうございます。おっしゃるとおり、そのことも含めて、それから、今、こういう理由で、あるいはこういういきさつで、こういう流れになっていますというような説明、そして今後こうなっていく予定ですよという分かりやすい説明、そういうことも含めて、既に情報、これが決まっているということは、何がどう決まっているのかというのも、いろんな方々、解釈が変わったりもしていますので、そこは何とも言えないと思うんですが、とにかく今現状こうです、なりますよ、そしてこうなる予定ですというところの説明とか、そういうことはちゃんとしてほしいと。

それから、先ほども久保田議員がおっしゃっていましたように、予定表の変更があったところ、書換えられているところを、何でそうなっているのかというような説明とかをしっかりとしてほしいということです。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時47分

○田中和八委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 趣旨採択で討論をさせていただきたいと思います。

先ほど、私は、審査の経過を聞いてまいりまして、請願事項と、それから請願趣旨、要旨、意見書案の中に書いてある1項目、2項目の柱となる文章に関して、2を賛成できないので、削除できれば賛成できるというような質疑をしたと思います。

しかし、その後の請願者のいろいろな、何を本当のところ要望しているかという話を聞いたり、そしてまた請願事項をよく読みますと、意見書を採択していただきとあります。要旨のほうにも1と2が入っており、意見書のほうにも1と2と条文が入っていて、これはやはり請願者にとって強い希望が入る文書だと思いますので、ここから議会が2を削除するということは非常に難しいという結論に達しました。

その結果、私としては趣旨採択ということにさせていただきたいと思います。

○田中和八委員長 そのほか、討論ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決しますが、採決に入るに先立ち、採決の方法について申し上げます。請願第1号に対しては、古澤委員から趣旨採択を求める提案がありました。したがって、初めに趣旨採択、次に原案の順で採決をいたします。

初めに、古澤委員から提案された趣旨採択について採決をいたします。

請願第1号について、趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立多数です。

したがって、趣旨採択とすることに決定いたしました。

したがって、当常任委員会に付託された請願第1号は趣旨採択すべきものと決定しました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分です。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時30分

○永井康弘議会事務局長 時間となりましたので、始めさせていただきます。

市長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 会議の再開に先立ちまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。

本日から3日間にわたり、各常任委員会に付託をされました、当初予算を除く21議案をそれぞれの常任委員会において審議をいただくこととなりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第2号、議案第4号から議案第7号及び議案第18号のうち、総務企画常任委員会が所掌する科目の6議案について審議をお願いするものでございます。

各委員の皆様方には、深い御理解と慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございました。笠井市長におかれましては、この後公務のため

退席とさせていただきます。

それでは、午前中に引き続き、議事等につきましては田中委員長にお願いいたします。

○田中和八委員長 それでは、会議を再開させていただきます。

(2) 請願第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第2、議案第2号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

○根本敦子委員 それぞれの条例が変わっているんですけども、その変わった理由についてお聞かせください。ごめんなさい、条例第6条の272号が292号になったというのは、数字を直ただけでいいんですか。内容は変わらないんですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

今の委員の御質問につきましては、白井市監査委員条例の第6条、今回の改正のところであります。地方公営企業法の法律の番号が今回、昭和27年法律第272号を、昭和27年法律第292号に改正をしているところがございます。

こちらの理由につきましては、法律番号というのはもともと変わりませんので、もともとの法律番号のほう、こちら、市のほうで制定をしたときに誤っていたということで今回、そちらのほうの改正をさせていただくというものでございます。特に内容等に変更はございません。

以上でございます。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑がないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいた

します。

[賛成者起立]

○田中和八委員長 ありがとうございます。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第4号 白井市職員定数条例及び白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第3、議案第4号 白井市職員定数条例及び白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

先ほど、開始前に、4号と6号に関しては事前に御説明あり、質疑もあつたんですけども、進行上、同じ質問をされても受けていただけることになりましたので、よろしく願いいたします。質疑ございますか。

○石井恵子副委員長 議案第4号は、職員の定数の条例ということでございます。これは総括質疑でもございまして、重複してしまうかも分からないんですが、再度確認させていただきたいと思います。

まず、一つは全体、白井市の職員の定数、全体は改正後と改正前はほぼ同じというふうに向つたと思うんですが、正確な人数を、条例として幾つから幾つになるのかというのを一つお聞きしたいのと、もう一つ、そもそも、今回、なぜ白井市職員定数条例を変えることになったのか、若干説明があつたかとは思んですが、それだけでは納得できないところがありまして、というのは、以前、財政推計を立てていただいたときに、財政が大変厳しいと。今後の白井市の財政を考えたら、まず、人件費から削るということで、正規の職員をどんどん減らしていくと。そして、パートさんを増やしていく。その後、会計年度職員になりましたが、そういう流れあつたかと思います。

その流れが今回、どんなふうになつて、こういう条例が出てきたのか、今回の背景を伺いたいと思います。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

まず、今回の定数条例の変更によりまして、定数の総数につきましては、全体で485人から490人になっております。ただ、選挙管理委員会の職員というのが併任でやっておりますので、実質的な数字としては変わらないということになります。

それから、今回の改正の経緯というものを改めて御説明をさせていただきます。

まず、今回の定数を配分するに当たりましては、各課からの要望を踏まえた上で、部課長等へのヒアリングを行いまして、組織別の職員定数を決定しております。この定員に対しまして、長期の研修派遣や病欠等が生じた際の応援職員の増配といった不測の事態に備えて、若干の人数の幅を確保した

上で、条例上の定数としたものでございます。

これまで、今、石井委員がおっしゃったとおり、行革とか財政健全化の取組などを通じまして、職員の抑制を取組の一つとして、組織のスリム化とそれから人件費の削減には取り組んできたところでございます。

ただ、総務省のほうからも、地方公務員の定年引上げに伴います定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項という文書等がございまして、そちらでは地方公共団体は質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保することを前提といたしまして、定年引上げによる職員数の影響を分析し、必要となる職員数及び新規採用職員数の確保に努めることとされているところでございます。

これを受けまして、市といたしましては、これまでスリム化中心の定員管理から、今後はDX、デジタルトランスフォーメーションの推進を始めまして、災害対応への想定や複雑多様化する行政課題に的確に対応していくために、今年度、各課からの要望を踏まえた上でヒアリングを行いまして、必要な職員数を適正に見込んだ上で、職員定数を定めて今回の条例改正に至ったというところでございます。

また、合わせまして、定員管理指針のほうも、平成30年度に策定しているものを活用しておりますが、こちらの見直しについても現在、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 やはり人口減少という日本全体の大きな流れの中で、質のいいサービスをこれからも長い間、市民に提供していくことを考えたら、今、この提出の、条例を変えるということではございましたね。

そこで、今回、市長の事務局の職員や議会事務局、それから選管等が人数が増えているということで、これは、この人数にしなければならないではなくて、あくまでも定数は上限であって、実際の人数ではないという御説明があったかと思いますが、であるならば、これ、実質人数というのはどんなふうに考えていけばいいんですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 実質人数についてお答えさせていただきます。

実質人数というのは、各課からのヒアリングを基に定員のほうを積み上げてきたわけですけども、実際に採用できる職員、それから途中で退職、年度末で退職する職員というものがそれぞれおりますので、最終的な調整をした上での人数ということで、令和5年4月1日では、415人というところが数値として出ております。

これを定数に近づけるためといいますか、適正な人数を確保していくために職員採用等、定員管理を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 分かりました。

では、最後にもう1点だけ、教育委員会の部局の職員がかなりの人数で減っているのは、これは指定管の問題かなというふうに捉えています、もう少し、そこを詳しくお願いいたします。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。教育委員会部局、教育機関のほうが人数が減っている理由ですけれども、今、お話があったとおり、指定管理者への移行というのが大きな要因となっております。主な施設等と言いますと、学習等供用施設、それから各公民館などが該当してまいります。

それから、廃止した施設としては、現在、コミュニティセンターになっておりますが、中央公民館はもともと教育機関のほうで設置されておりましたので、その分の人数も削減となっております。

さらに、学校用務員等につきましては、現在、採用している職員の後については採用しておりませんので、その分の人数も減っているというような状況でございます。なお、減っている学校用務員等につきましては、会計年度任用職員等で対応しているところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。古澤委員。

○古澤由紀子委員 先日の説明の中で、人件費はほぼ変わらないという説明があったと思うんですが、人件費のことについて、もう少し詳しく説明していただけますか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 大綱の質疑の中で、人件費については変わらないという答弁をさせていただいたかと思えます。

その要因というのが、先ほどの質問でもお答えしましたが、職員定数上についての人数、総人数につきましては変わらずに、内訳の変更だけで今回の改正に至っておりますので、実際の人件費、そのものについては影響がないということで回答させていただいております。

○田中和八委員長 いいですか。石田委員。

○石田里美委員 第2条の2番、3番、議会事務局と選挙管理委員会事務局が5人から10人となっておりますが、どのような業務体系を構想していますでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今回の定数条例の改正ですけれども、先ほど、繰り返しになりますが、基本的には各課からの要望とヒアリング等を踏まえて、定数のほうを決定しております。

定員に対しまして、長期の研修や病欠等を生じた際の応援職員の増配といった不測の事態に備えまして、若干人数の幅を確保した上で、10人単位に繰り上げて、条例上の定数とさせていただいております。ですので、議会事務局、それから選挙管理委員会につきましても、繰上げということで10人と

いうことにさせていただいております。

ただ、監査委員事務局、それから農業委員会の事務局につきましては、令和6年度の定員を見込んでいるのが2名、それから3名と、非常に小さい規模であることから、こちらにつきましては、現行の定数の5人をそのまま据置きということにしているところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 確認なんですけど、全体の改正前、前後というのが、485人から490人と5人増えていて、それで、令和5年4月1日現在で、415人というのが今の人数なんです。ということは、これからどんどん増やしていくと考えるといいんですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 今回の職員定数につきましては、先ほどから回答しておりますが、総数につきましては、現在の定数と変わっていないという状況で、それぞれの割り振りを変えているところでございます。

上限ということで考えておりますので、ただ、415人という人数が、これ、令和5年4月1日になりますけれども、必ずしも適正な人数とは考えておりませんので、財政推計の方でも見込んでおりますが、職員のほうは増やしていきたいと考えているところです。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 確認ですけど、増やすのは正規ですよ。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

職員定数条例で規定しております職員につきましては、常時勤務する職員ということになっておりますので、正規職員を採用していきたいということで答弁をさせていただいております。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 人が今、足りないということなんですけど、この間ずっとコストカットをして職員を減らしてきたという経過がありますよね。それで、前に何か市長が言っていたんですけど、30代後半から40代のリーダーが少なくなって、定年を迎えられた、その次の世代がないというところで、人が足りないんだみたいなことを言っていたんですけど、その辺の中間管理職の人たちをどう育てていくのかというと、増やしていくのか、増やすんですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

一応、職員採用と、人材育成のほうとも絡んでくると思うんですけど、令和5年度から社会

人の経験者を採用するというようなことを進めておりますので、その辺の年代のばらつきについては、そういった採用等において、バランスのよい年齢構成にしていきたいと考えております。

それから、係長職等につきましては、人材育成のほうも強化をしていきながら、今回、人事課というのをつくりますので、そういったところで対応していかなければいけないと考えているところです。以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。古澤委員。

○古澤由紀子委員 2条のほうで、未来創造戦略室というのは新しく新設されるのか、戦略的な考え方としては、行政戦略として使ってきたと思うんですけども、未来創造戦略室の中身を拝見しますと、立地促進及び新産業の創出に関すると書いてあります。立地促進は、白井の実情に合わせながら、所有者と話をしながら決めていくと思いますけれども、新産業の創出ということに関しては、どのようなことを想定しながらつくられたのか、お聞きします。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 未来創造戦略室の創設ですけども、今、委員さんがおっしゃったとおり、まずは、現在の企業誘致を進めていって、一定のめどを立ててもらふこと。その上で、市の基幹産業であります、農業の衰退なども今後、想定されていきますので、その辺の衰退なども視野に入れながら、例えば遊休農地などの有効利用や関係課なども連携しながら、そういった用地を活用した新たな産業の創出、例えばスマート農業でありますとか、そういった白井の土地などに合った産業を誘致をしていって、市の雇用の創出でありますとか、産業の活性化、新産業の創出というところに取り組んでいきたいということで、今回、新たな組織を立ち上げたというところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今、遊休農地の有効活用というのは非常に大変、大事なものでありますので、今までも産業振興課などで行ってきたと思いますけれども、それで難しかったんだろうと思いますけれども、何か産業振興課が行っていた活動と違う活動というのは、今見えているんでしょうか。それとも、これからまた探っていくということでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 例えば農業の振興でありますとか、雇用の創出とかというのは、現在の産業振興課のほうでも取り組んでいる内容でございます。ただ、今回、未来創造戦略室というのは、それぞれ、雇用創出であれば、産業振興課の商工部門であるとか、農業の振興であれば、農政係というのがやっている業務でありますので、そこは、もちろん原課のほうにお任せをしていくと。ただ、未来創造戦略室のほうについては、大きな絵を描きながら、そういったところがきちんと進むように連絡調整をしていただくと。連携を図っていくような取組をしていくのが大きな役割の一つになるんじゃないかなと思っております。

ただ、実際、農業部門、商工部門がそれぞれ単独で進めていきましても、なかなか、一つの係、課の範囲で取り組んでいても難しいところがありますので、そういったところを未来創造戦略室が、大きな視点のところから、新産業の創出などについて進めていただくということを期待しているというところでございます。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 新しい産業創出ということですから、体制の流れというよりは、新しい産業をどう生み出していくかということも大事になってくると思うんですけども、そのときに、その提案を担う人員をどういうふうを選択、選んでいくか、そういうことはこれからのことですか。ある程度、見通しが立っているんでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

体制というのは、現在の企業誘致推進室がございまして、もちろんそこがベースになって、その体制強化をして、業務の内容も拡大をしていくというようなことで現在は考えております。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 今の未来創造戦略室ですけども、これは、どこの部にも属さない市長直属の戦略室だと思うんですけども、まず、未来創造戦略室は何人を予定しているんでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 具体的な配置の人数につきましては、現在、人事のほうで調整をしておりますので、具体的な人数については、回答のほうは差し控えさせていただければと思います。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 全く、3人なのか10人なのか50人なのか、全く考えていないということかもしれないけれども、一つ確認は、独立した戦略室、これはほかの部、課の職員といわゆる兼任、兼務は可能なのか、そういうことを想定しているのか。あるいは、全くそこには、どこにも属さない独立の戦略室なのか、これを確認しておきたいと思います。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 体制につきましては、現在、企業誘致推進室が室長を入れて3名でやっておりますので、ここをベースに体制を強化していきたいと考えております。

それで、兼務等については、現在のところ、まだ決定はしておりませんので回答は難しいんですけども、あまりそういったことは考えていないということです。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑がないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方いらっしゃいますか。あるんですか。〔「反対が」と言う者あり〕
根本委員。

○根本敦子委員 市の職員定数条例に対して、反対します。

いいんですか。手元に戻る。議案第4号の第1条関係、定数条例に対して反対します。

人数が5人増えている、今は非正規を採らないので、どんどん正規を増やすということなんですけれども、正規の職員を増やして、私たちは教育委員会に属する学校、その他の教員、教育機関職員を45人減らして、指定管理とかそういうところに持っていくというのは、やはり本来、市の職員が市民の声を直接聴くという大事な仕事を、外注化させていくというところでは、専門性のスキルを上げていくという面とか、住民の声を聴くというところではよくない、そういう職員を減らしていく、非正規化していくというのはよくないと思うので、反対します。

○田中和八委員長 改めまして、賛成討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第4、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。古澤委員。

○古澤由紀子委員 この条例は提案理由に、上位法の改正によるというふうには書いていないので、上位法の改正によるものではないと確認していいんですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 今回は法律の改正等により条例を直すものではなくて、12月議会で、会計年度任用職員さんに勤勉手当を支給することが改正をされております。それで、今回の改正については、育児休業をする職員のうち、これまで会計年度任用職員さんにつきましては、育児休業している職員

の期末手当については対象外としていたところだったんですが、勤勉手当を支給することに伴いまして、市のほうで検討した結果、育児休業を取っている職員についても、期末勤勉手当、会計年度任用職員さんに期末勤勉手当を支給するというので、除外の規定を除くということの改正でございます。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。石井副委員長。

○石井恵子副委員長 この改正案は、令和6年4月1日施行になっていますから、これからの話だと思います。令和5年度までは、今までこの対象になる方はいらっしゃらないというふうに聞いていましたが、これが改正された後、令和6年度、対象者はいるのでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

6年度の会計年度任用職員の雇用がまだ定まっていないところがありますので、明確にはお答えできないんですけども、該当になるかもしれない職員というのはいるような話は少し聞いております。ただ、まだ決定はしておりませんので、そういったことで捉えていただければと思います。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑がないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第6号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第5、議案第6号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 地域災害医療コーディネーター、一応3名を予定しているということですが、これ、災害時の具体的な任務というんですかね、具体的な仕事というのはどういうことなんでしょうか。

○田中和八委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

地震などの大規模な災害が発生した場合は多数の人的被害が生じますので、市において、救護所を設置して、負傷者に対する医療救護活動を迅速かつ的確に実施していく必要があります。こうしたことを行っていくためには、医療救護活動の調整や助言などを行える専門的な人材が必要となります。

コーディネーターの具体的な役割ですが、災害時については、災害時の医療救護活動の総合調整に関することということで、具体的には、県と保健所と市と、その間でのいろいろな連絡調整ですとか、それから、救護所と市と間の連絡調整、そこで、患者さんが病院の搬送先がない場合には、その搬送をどうするかというようなところの指示、そのような全体的な災害時の医療救護活動の総合調整を行うというのが災害時の役割です。

平時の役割もありまして、これは災害に備えて、例えば、防災訓練への参加、これは、具体的には、市に救護本部の設置を災害時にいたしますので、その運営訓練を具体的に動けるようにということで実施するですとか、訓練の助言なんかもいただくというような、そういう役割を担うことを想定しております。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 平常時は、非常勤の勤務ということのようですが、これ、災害時、災害時以外に報酬は発生するのでしょうか。

○田中和八委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

平時については、先ほど申し上げた防災訓練の参加などが役割としてありますので、その際にも報酬は発生をいたします。3万円ということで発生いたします。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 分かりました。確認ですが、ここに報酬があるんですけれども、これは災害時だけではなくて、何らかの形で出勤した場合には、これが日額3万円、それを超過したら1時間当たり幾らというのが発生するというので、災害時だけではないということですね。一応、確認のために。

○田中和八委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 そのとおりでございます。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。古澤委員。

○古澤由紀子委員 地域災害医療コーディネーターになるための資格というのはどうでしょうか。

○田中和八委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 地域災害医療コーディネーターになるための資格という要件の定めはございませんけども、市としては、医師であり、災害医療に知識を持っていて、そして、市内の医療についても詳しい方をお願いしたいと思っております。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。石井副委員長。

○石井恵子副委員長 地域災害医療コーディネーターという名前がとても新鮮なんですけど、こういう地域災害医療コーディネーターを持っている市町村は、近隣市でありますか。

○田中和八委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

この近隣市町村で、私どもで調べたところでありまして、印旛郡市内では白井市以外、どこも置いている自治体はございません。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑がないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 ありがとうございます。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり可決されました。

(6) 議案第7号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第6、議案第7号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 こういう建築法に関わるものって、私の感覚では国とか県とかというのがやってくるのかなと思っていたんですけど、市でやる意味というのは、どういうことなんでしょうか。

○田中和八委員長 私のほうじゃなくて、事務局のほうに言ってください。戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

白井市は建築基準法に基づく限定特定行政庁になっております。この限定特定行政庁は、建築基準法に基づく建築確認や許可、認定等の業務を行うこととなっております。

今回の法改正、建築基準法の施行令の改正に伴い、市で行うべき業務が2つ増えたことから、手数料を設定して、今後事務を行うものです。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 建物の内部に関わる項目に遡及適用となりますというのが、私が調べたら出てきたんですけど、内部に関わることというのは、大ホールの天井の問題なんかはこれに当たりますか。

○田中和八委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 手数料条例と大ホールの天井は全く違うお話ですから、執行部としてお答えはいたしません。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 手数料上、それと関わるかどうかは分からない、疑問なんですけど、既存不適格という建物に対してというのがあるんですけど、それは白井市内にはあるんですか。

○田中和八委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 もう一度言いますけれど、このお出ししている議案と、既存不適格というものは、そぐわないものだと思いますので、お答えはいたしません。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 今のところですけど、大規模修繕、あるいは大規模な模様替えをする場合に、これ、いわゆる、今までの、本来はできなかったものを除外するという規定で、それをする場合には、この手数料が発生するということですけども、今、根本委員からもありましたけれども、いわゆる既存不適格、集合住宅といいますか、マンションとかそういったところ、いわゆる対象建築物、今、市にこれに当てはまる、これは執行部が4月1日からですから、今現在、既存不適格の対象の物件というのはどのくらいあるんでしょうか。

○田中和八委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

いわゆる既存不適格建築物というものは、建築基準法が昭和25年に施行されて、それ以降、それ以前ですか、それ以前からある建築物というのは、その後から施行された法には適合しなくてもいいというような規定です。昭和25年以降ですけども、それ以降、建築基準法については何度か改正されたり、白井市内へ適用されたりすることになるんですが、その時点で、その法律に合っていないものについては、違反、いわゆる法律に違反ではなくて、現行法に適合しなくてもいいですよというものがああります。それが既存不適格建築物と呼ばれるものです。なので、白井市内に建築基準法の既存不適格建築物というのは、主に古いものについては多数あるものと思われまます。ただ、実数については把握しておりません。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、これは、いわゆる集合住宅じゃなくて、いわゆる例えば、個人の住宅、あるいはアパート、そういうものでもこれに当てはまるということによろしいわけですね。確認ですけども。

○田中和八委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

既存不適格の建築物については、建物の用途、規模に関わらず、ある可能性はあります。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 ですから、大規模な修繕とか大規模な模様替えというのも、これに当てはまるでよろしいわけですね。個人のお宅でも。

○田中和八委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

今回、手数料を設定するものについては、既存不適格建築物、特に、条例案の中にもありますけども、建築物というのは、建築基準法で一定の道路に敷地が接しないとならないという規定があります。もう一つは、道路内には建築してはならないという規定もあります。

そういう規定に、現在適合していない建築物について、これから大規模修繕または模様替えするものに対して、一定の条件の下、市が認定したものについては、それを適用しなくてよろしいという認定をするのが今回の手数料の設定の内容です。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 ですから、だからこれは個人の住宅でもいいんですよということで、確認です。

○田中和八委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 個人の自宅でも該当する可能性はあります。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑。石田委員。

○石田里美委員 適用除外の大規模修繕、大規模な模様替えということですけど、先ほどの答弁からしますと、主要構造図に示されている範囲以外の適用外ということなんでしょうか。柱とか梁とかいろいろあると思うんですけど。

○田中和八委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

大規模修繕、もしくは大規模な模様替えするものについては、建築基準法の規定で、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕、もしくは模様替えというふうに定義されております。よりまして、今回の認定に係る行為というのは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕、もしくは模様替えが該当になります。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑がないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 ありがとうございます。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

(7) 議案第18号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第13号)について

○田中和八委員長 日程第7、議案第13号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第13号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出から、ページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。17ページ、2款1項1目一般管理費から、18ページ、2款1項6目企画費について質疑ありますか。17、18です。岩田委員。

○岩田典之委員 17ページのまちづくり寄附金、基金積立金、16万円です。一応確認をしておきますけれども、これはクラウドファンディングのなし坊とかおりの着ぐるみのたしか207万円じゃない、207万円集まったのか。16万円オーバーしたということだと思うんですけど、これ、一旦まちづくり寄附金基金に積み立てて、それを、たしかなし坊の附属品、手袋とか附属品という話がありましたけれども、一旦そこに入れて、それから、そっちに使うということによろしいですか。一応確認ですけれども。

○田中和八委員長 松丸総務部長。

○松丸健一総務部長 今回の16万円の補正につきましては、今、岩田議長が申されたとおり、当初、クラウドファンディングで、なし坊・かおりの着ぐるみ用として、191万円を据えたところ、最終的に207万円の寄附が集まったことから、その差額である16万円を今回、寄附金基金に積むということを行う予算でございます。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。石井副委員長。

○石井恵子副委員長 18ページの一番上です。3)、森林環境、ここもいいんでしたっけ。いいんですね。森林環境譲与税基金管理に要する経費の積立金ですが、国から市のほうに幾ら交付されて、幾ら使って、この金額になったのか教えてください。

○田中和八委員長 富田財政課長。

○富田宏美財政課長 それでは、森林環境譲与税の収入見込額と活用状況についてお答えさせていただきます。

令和5年度森林環境譲与税の譲与額自体はまだ決定はしておりませんが、譲与金の見込額として、703万4,000円を予定しております。

そして、充当した金額につきましては、千葉県森林クラウドの利用料として8万3,600円、それから、緑道などのベンチの修繕に129万5,800円を活用しております、合計としては、137万9,400円活用しております。よって、残額である565万4,600円を基金のほうに積み立てるものとなっております。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。根本委員。

○根本敦子委員 (4)の若い世代、定住促進支給支援金などのことなんですけど、これは見込みはどれぐらい、余ったということですか。何人分あったんですか。

○田中和八委員長 松丸総務部長。

○松丸健一総務部長 こちらにつきましては、当初予算で、対象47人分を上限額の8万円で376万円を持っていたわけですが、1月末で申請期限となりましたので、今後の予定としましては、30人の方に、総額で155万1,000円を支払う予定となっております。その差額として、210万円が残額となりますので、その分を減額補正するものです。

以上です。

○田中和八委員長 17、18よろしいでしょうか。

それでは、19ページ、2款2項2目賦課徴収費及び2款3項1目戸籍住民基本台帳のうち、1、一般職員人件費について質疑ございますか。いいですか。

それでは、19ページから21ページ、2款4項3目統一地方選挙費及び21ページ、3款1項1目社会福祉総務費のうち、1、一般職員人件費について質疑ございますか。よろしいですか。

先に行きます。23ページ、3款1項6目国民健康保険費及び、23ページから24ページ、3款1項7目介護保険費及び、24ページ、3款1項8目後期高齢者医療費について質疑ございますか。

24ページ、3款2項児童福祉費のうち、20、原油価格・物価高騰対応に要する経費、高校生等医療費助成及び26ページから27の10、保育等サービス事業者に対するエネルギー・物価高騰対策支援事業に要する経費、これについては質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 24ページの原油価格・物価高騰対応に要する経費のところは何も書かれていなくて、国から横の国庫支出金というのは、397万7,000円、これがここに来るんですか。

○田中和八委員長 私じゃなくて執行部に聞いてください。

○根本敦子委員 すいません。このお金が書かれていないのは、国から来たお金があったからという事で、なんですか。

○田中和八委員長 村越企画政策課長。

○村越貴之企画政策課長 お答えします。

こちら項目に金額がないということだと思んですけども、こちらについては、そもそも別で、事業で持っていた予算を、予算を振り替えたということなので、今回、これは金額がないということで、もともと実施する予算は当初から持っていた。ただ財源がここで変わるので、ここで、こういう表示になるという、これは予算書上の表示なので、御理解いただくしかないのかなと思いますけれども、よろしいですか。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。いいですか。

28ページ、4款1項1目保健衛生総務費及び28ページの4款1項3目指導費について質疑ございますか。よろしいですか。

31ページをお開けください。4款3項上水道費及び32ページ、6款商工費のうち、12、物価高騰対応に要する経費（電力・ガス等価格高騰対策支援基金）について、質疑ございますか。

33ページ、7款4項都市計画費のうち、1、一般職員人件費及び、34ページから35ページ、8款消

防費について、質問ありますか。根本委員。

○根本敦子委員 消防費のところで、2,814万8,000円と減っているんですけども、これはどうしてですか。

○田中和八委員長 宇賀危機管理課長。

○宇賀慎一危機管理課長 お答えします。

委員さん、おっしゃっているのは、常備消防費の減額額2,814万8,000円でよろしいですかね。こちらにつきましては、印西地区消防組合に、白井市のほうで一般負担金の形でお支払いする部分があるんですけども、この度、組合のほうから人件費の部分と、物件費の入札執行残ということで、この分、減額されるということでの説明を受けております。

○田中和八委員長 ほかに質問ございますか。よろしいですか。

それでは、36ページをお開けください。9款2項小学校費について質疑ございますか。よろしいですか。

次に、歳入について質疑を行います。12ページをお開けください。

12ページ、1款市税から3款地方譲与税について、質問ございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 市税について伺います。固定資産税、7,269万1,000円が増額補正、それから都市計画税も関わってきますけれども、説明では、新築家屋が想定したよりも増加したというような説明があったと思うんですけども、当初を想定していたのが何戸で、ここへ来てそれが何戸になったという増額なんでしょうか。

○田中和八委員長 今井課税課長。

○今井美由紀課税課長 お答えいたします。

当初見込みでは、新築家屋、120戸を予定しておりましたけれども、こちらが192戸ということで増額補正させていただきます。そのほかに、令和5年1月1日時点の航空写真を活用しまして、未登記家屋を現年課税したことによる増ということも含まれておりまして、今回の増額補正ということになりました。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 ちょっと恥ずかしいこと聞いて、ちょっと待つてよ。これ、固定資産税とか都市計画税ですが、これ、昨年が120戸が192戸ということですね。今年度増えたということではないですよ、一応確認ですけども、すいません。

○田中和八委員長 今井課税課長。

○今井美由紀課税課長 お答えいたします。

固定資産税につきましては、賦課の基準日が1月1日ということになっておりますので、そのとおりです。

○岩田典之委員 結構です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございませんか。いいですか。

それでは、12ページから13ページ、11款地方交付税及び、13ページ、15款2項1目総務費国庫補助金について、質疑ございますか。よろしいですか。

14ページ、15款2項5目消防費国庫補助金及び16款1項1目、県移譲事務交付金について質疑ございますか。根本委員。

○根本敦子委員 消防費の国庫助成金のところの民生安定施設整備事業補助金というので、これは防衛省の施設周辺の民生安定固定事業ということですよ。ここがよく分からないので、なぜ、それが、このマイナスというのは来なかったということですよ。

○田中和八委員長 宇賀危機管理課長。

○宇賀慎一危機管理課長 お答えいたします。

こちらの消防費の国庫補助金につきましては、現在、行っております、防災行政無線のデジタル化に伴うものでありまして、今年度につきましては実施設計を実施しております。実施設計につきましては、当初、1,013万8,000円ということで計上しておりましたが、入札等を行った結果、執行残として、827万5,000円を減額するものとなっております。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。根本委員。

○根本敦子委員 じゃあ、私の民生安定助成事業というのは、防衛省の周辺の事業ということとは関係ないんですか。

○田中和八委員長 宇賀危機管理課長。

○宇賀慎一危機管理課長 こちらの、民生安定施設整備事業補助金につきましては、市の管理します、防災行政無線のデジタル化に伴うものとなります。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

それでは、15ページ、16款2項5目消防費、県補助金から20款繰越金について質疑ございますか。よろしいですか。

16ページ、21款3項2目雑入のうち、公益的施設整備費負担金、コミュニティ助成事業助成金、及び、22款市債について質疑ございますか。よろしいですか。

次に、総務企画常任委員会が所掌する継続費補正について質疑を行います。7ページをお開けください。

2款1項総合計画策定事業について、質疑ございますか。いいですか。

次に、総務企画常任委員会が所掌する繰越明許費補正について質疑を行います。

8ページ、8款1項防災行政無線維持管理に要する経費、千葉県防災行政無線再整備事業負担金に

ついて、質疑ございますか。

次に、総務企画常任委員会が所掌する地方債補正について質疑を行います。

9 ページ、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道事業を一般会計出資債から、小学校施設改修等事業について、質疑ございますか。

ほかに質疑がなければ、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 ありがとうございます。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり可決されました。

(2) 閉会中の継続調査について

○田中和八委員長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異存はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、総務企画常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでございました。

閉会 午後 2時34分